

はじめに

千葉市環境保健研究所は、試験検査と調査研究機能を兼ね備えた科学的・技術的中核機関として平成5年3月に設置され、保健衛生及び環境保全行政を推進するために科学的根拠となる試験検査結果を関係機関に提供してきました。

当所の使命は、市民の皆様が快適な環境のもとで健康な生活を送ることができるよう、広範多岐にわたる行政施策の効果的な推進に寄与し、公衆衛生の更なる向上に貢献することにあります。

そのため、日々の業務は行政依頼の試験検査業務が多くの割合を占めており、精度管理に裏付けされた正確な結果を迅速に提供することを常に心掛け、実践してきたところです。

また、社会情勢や環境の変化、検査・分析技術の進歩、新興・再興感染症の流行などに伴い、求められる試験検査は年々多様化、高度化しており、これらの状況に的確に対処するためには、専門知識の習得、検査技術の継承、行政ニーズを踏まえた調査研究の推進が不可欠と考え、人材の育成と調査研究環境の整備に取り組んできました。

特に新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に市内で初めて感染者が確認されて以降、ウイルス変異とともに感染者が増大するという波を繰り返しており、PCR検査はもとより、新たに整備した次世代シーケンサーによる全ゲノム解析によって、市内での発生動向や変異株の置き換わり状況の把握に努めているところです。

このような中、第210回臨時国会において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されましたが、その法案審議に際しては、地方衛生研究所の法律上の位置付けを明確にしつつ、その体制整備等について基本的な指針を示し、試験及び検査、調査及び研究等の体制強化をさらに推進することなどが衆参両議院において附帯決議されたところです。

現在、当所は施設の老朽化等に伴い新たな地への移転改修工事が進められているところですが、この法制化により高まる機運や移転を契機として、保健所や国立感染症研究所、他の地方衛生研究所など関係機関と連携しながら「調査研究」「試験検査」「研修指導」「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」を4本柱とする業務に邁進して参ります。

今後も、各方面からの御指導・御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

令和4年12月

千葉市環境保健研究所
所長 西村 正樹